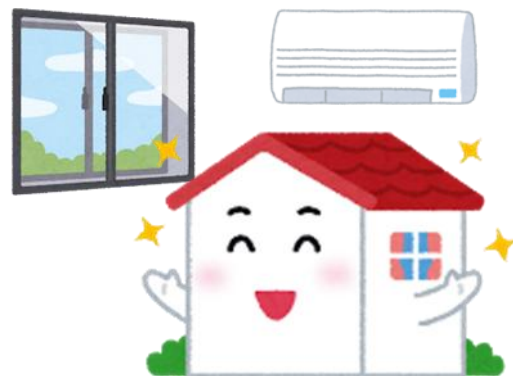


**補助金：9割補助
上限90万円**



自治会活動の拠点である自治会集会所を対象に、
省エネ性能の高い「**壁掛形エアコン**」、
「**断熱窓等**」の設置に対し、補助金を交付します

申請期間

10月16日(金)
まで 延長

自治会所有の集会所

**エアコン と
断熱窓 も**
申請できます

**自治会集会所 空調・断熱窓
更新サポート事業**

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

1. 補助対象者

相模原市内の自治会(地方自治法に規定する地縁による団体)と
一定の地区内の自治会で組織される地区自治会連合会(以下「自治会等」という。)

2. 補助対象施設

次に掲げる全ての要件に適合するものとします。

- (1)自治会等が所有する施設であること。※
- (2)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に適合するものであること。

※壁掛形エアコンの設置に限り、次の場合も補助対象とします。

自治会等が貸借契約等により借用し、自治会等の活動の拠点として維持管理及び
利用し、電気料金を継続的に負担している場合

なお、施設所有者に承認を得ていることなどを証する書類として、建物の全部事
項証明書に替えて、次の書類を準備してください。

- (1)貸借契約等を証する書類の写し
- (2)自治会等が当該貸借物件の電気料金を支払っていることを証する書類の写し
※電気料金支払証明書・電気料金等領収書など、契約者名(自治会名)、使用場所
(集会所所在地)が記載されている書類の写し
- (3)施設所有者の省エネ設備導入に係る承認を証する書類の写し

3. 補助対象設備・補助対象経費

1	壁掛形エアコン	・省エネ基準達成率 100%以上の製品 (統一省エネラベルの省エネ性マークが緑色) (目標年度2027年度)	
2	断熱窓等	・熱貫流率が $2.3\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の建材 (内窓設置、外窓交換、ガラス交換)	

※集会所を所有している場合、壁掛形エアコンと断熱窓等の両方が補助対象設備で
す。

申請期間内で、1集会所につき各設備1回まで申請できます。

既に壁掛形エアコンの申請をしている場合は、断熱窓等の申請ができます。

※集会所を借用して維持管理等をしている場合、申請期間内で、1 集会所につき壁掛
形エアコンを 1 回まで申請できます。

●補助対象経費

省エネ設備本体の購入費及び設置工事費、省エネ設備設置に伴う付帯工事費など。
入替の場合、壁掛形エアコンの廃棄処理費も補助対象とします。

4. 補助率、補助上限額

補助対象経費 × 補助率 9/10（補助金上限額は 90 万円）

※補助額は千円未満切り捨て

※他の補助金との併用はできません。

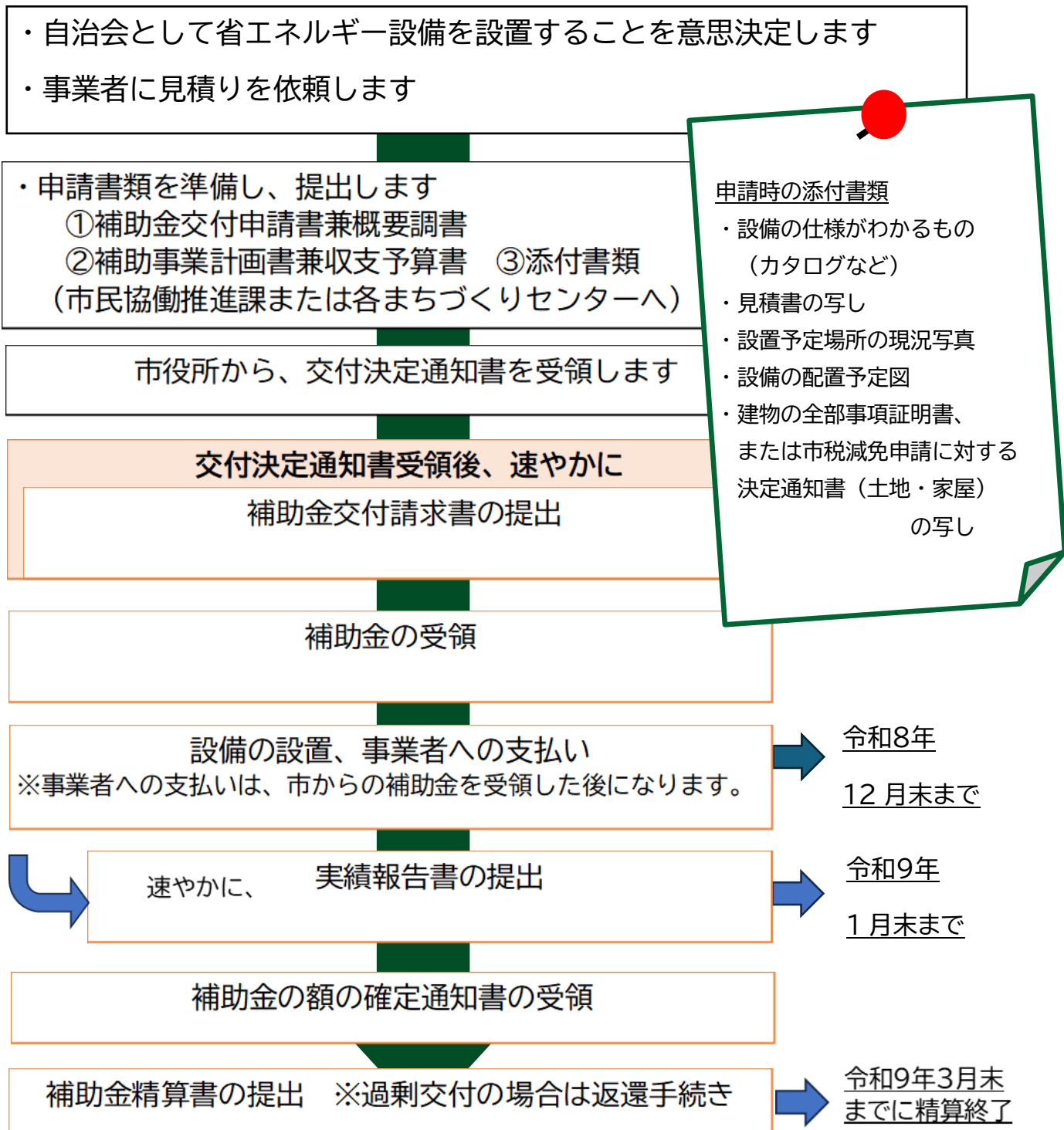
5. 申請期間

令和8年 5 月 11 日から **10 月 16 日(金)**まで(申込順)

※予算上限に達し次第、受付を終了します。



6. 補助金交付までのおおまかな流れ



注意事項

- 補助金交付決定通知書の受領前に設置した場合は補助対象外となります。
交付決定通知書を受領するまでは発注を行わないでください。
- 設備の新規設置の他、既存設備の入替えも補助対象です。
- 補助事業により設置した設備は、処分制限期間内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはなりません。
処分制限期間 （壁掛形エアコンは6年、断熱窓等は10年）
- 事業の効果測定等のため、アンケート調査を実施する場合があります。

問い合わせ

☎042-769-8226

相模原市役所市民局市民協働推進課